

議案第十号

港区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港 区 長                      武   井   雅   昭

港区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

港区後期高齢者医療に関する条例（平成二十年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「又は第二項」を「及び第二項（これらの規定を法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十五条の二第一項」に改め、同条第二号中「第五十五条第一項」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第五十五条第一項」に改め、同条第三号中「第五十五条第二項第一号」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第五十五条第二項第二号」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五 法第五十五条の二第一項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第百十六条の二第一項及び第二項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

付則第二項を削り、付則第三項を付則第二項とする。

付 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区後期高齢者医療に関する条例第三条第五号の規定は、この条例の施行の日以後に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の二第一項の規定の適用を受けることにより区が保険料を徴収すべき被保険者となる者について適用する。

（説 明）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部改正に伴い、被保険者となる対象を追加する必要があるため、本案を提出いたします。